

東北大学知財セミナー (第47～50回)

知財に関する基本的な内容から先端的な法的問題まで、企業や大学の知財戦略にかかわる様々な情報を提供してまいります。知財にご興味のある方は、ぜひ情報収集の場としてご活用ください。

◎第47回 2024年10月24日(木) 10:00-11:30

***今回(第47-50回)はオンライン開催のみです。**

「米国の知的財産概況」 ※開始時間が通例と異なるのでお気を付け下さい。

講師：ジェトロ・ニューヨーク事務所 知的財産部長 蛭田 敦 氏

◎第48回 2024年11月22日(金) 16:00-17:30

「欧州の知的財産概況」 ※開始時間が通例と異なるのでお気を付け下さい。

講師：ジェトロ・デュッセルドルフ事務所 知的財産部長 吉森 晃 氏

◎第49回 2024年12月6日(金) 15:00-16:30

「基礎から学ぶ『知的財産権と独占禁止法』」

講師：弁護士法人イノベンティア パートナー弁護士 溝上 武尊 氏

◎第50回 2024年12月20日(金) 15:00-16:30

「医薬品の特許期間延長制度の概要と変遷」

講師：札幌医科大学附属産学・地域連携センター 特任助教 清水 紀子 氏

◆参加資格・参加可能人数

知的財産に興味のある方ならどなたでもご参加いただけます。申込順に300名(予定)までご参加可能です。

◆参加費 無料

◆オンライン配信に使用するオンライン会議システム

Microsoft Teams (Teamsのアプリをダウンロードしていなくても参加可能です。)を予定。

◆企画・司会

国立大学法人東北大学 産学連携機構・法学研究科 戸次

国立大学法人東北大学 法学研究科 松岡

◆主催

国立大学法人東北大学産学連携機構

◆後援

一般社団法人宮城県発明協会、独立行政法人工業所有権情報・研修館

※ お申し込みは、開催日の2日前まで可能です。

※第47～50回は、セミナーの様子を録画したものを、数日間、参加申込をいただいた方に限定公開します(見逃し配信)。ただし、機器の状態により適切に録画が出来なかった場合等において、見逃し配信を中止することがありますので、ご了承願います。

◆問い合わせ先

東北大学 産学連携機構・法学研究科 特任教授 戸次(べっき)

kazuo.bekki.d7@tohoku.ac.jp

東北大学 法学研究科 教授 松岡

toru.matsuoka.b1@tohoku.ac.jp

各セミナーの詳細

◎第47回 2024年10月24日(木) 10:00-11:30

「米国の知的財産概況」

講師：ジェトロ・ニューヨーク事務所 知的財産部長 蛭田 敦 氏

概要：米国では、大統領選挙を目前に控え、政治への関心が一層高まっているように思われます。本講演では、米国の知財制度に関して、特許を巡る動きを中心として、様々なトピックを取り上げます。近年における米国特許商標庁や連邦議会の取組、知的財産に関する出願・訴訟の統計情報、そして、話題性の高い判例などについてご紹介いたします。

第47回 <https://peatix.com/event/4146059/view>

◎第48回 2024年11月22日(金) 16:00-17:30

「欧州の知的財産概況」

講師：ジェトロ・デュッセルドルフ事務所 知的財産部長 吉森 晃 氏

概要：欧州には、多くの国があり、大きなまとまりとしてEU加盟国があります。また、知的財産の世界では、EPC（欧州特許条約）加盟国があり、昨年度からはUPC（統一特許裁判所）も始まりました。この講義では、最近の欧州の知財トピックスを紹介し、欧州が、いま何を考え、何をしようとしているかについて、みなさまと一緒に考える機会にできれば幸いです。

第48回 <https://peatix.com/event/4146061/view>

◎第49回 2024年12月6日(金) 15:00-16:30

「基礎から学ぶ「知的財産権と独占禁止法」」

講師：弁護士法人イノベンティア パートナー弁護士 溝上 武尊 氏

概要：近年は知財訴訟や知財契約において独占禁止法の観点が増しています。例えばプリンタカートリッジの業界では独占禁止法違反を理由に特許権行使を否定する地裁判決が現れました。契約実務では、公取委は優越的地位濫用などの観点から不当に知財を奪うような契約を注視しています。本セミナーでは、複雑に見える独占禁止法の考え方を平易に解説するとともに、最新の事例やガイドラインを紹介します。

第49回 <https://peatix.com/event/4146063/view>

◎第50回 2024年12月20日(金) 15:00-16:30

「医薬品の特許期間延長制度の概要と変遷」

講師：札幌医科大学附属産学・地域連携センター 特任助教 清水 紀子 氏

概要：医薬品開発にかかる多額のコストを容易に回収させるため、医薬品等の分野では5年を上限として特許期間を延長することが認められています(現特許法67条4項)。1987年に設立された本制度では、2011年と2015年の最高裁判決によって審査実務が大きく変わり、さらに2017年の侵害訴訟における知財裁大合議判決の影響を受けて、さまざまな課題が生じています。今回は、医薬品の特許期間制度について、概要と変遷を紹介したいと思います。

第50回 <https://peatix.com/event/4146064/view>